

別紙

諮問第1055号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分に記録されている情報については開示すべきであるが、その他の部分に記録されている情報については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が令和3年10月19日に行った「令和〇年〇月〇日〇時〇分頃〇〇区〇〇〇-〇付近で発生した火災（以下「本件火災」という。）に関する出火原因判定書に記載されている私の個人情報」の開示を求める本件開示請求に関し、東京消防庁消防総監が令和5年12月14日付けで行った別表1に掲げる本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和6年3月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年9月5日及び令和8年1月19日に実施機関から理由説明書を、令和7年9月19日及び令和8年2月13日に審査請求人から意見書を收受し、令和7年9月25日（第194回第三部会）から令和8年2月26日（第199回第三部会）まで、6回審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

### ア 本件一部開示決定に係る本件審査請求について

#### (ア) これまでの経緯について

審査請求人は、本件開示請求に係る「出火原因判定書」の一部開示決定（令和3年12月7日付け。以下「原決定」という。）に対し、実施機関がそのほとんどについて、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものとして開示請求の対象外としたことは不当であるなどと主張して、令和3年12月28日、東京都知事（以下「審査庁」という。）に審査請求を行った。

審査会は、同審査請求について、令和4年2月28日に審査庁からの諮問を受け、諮問第945号（以下「前回諮問」という。）として審議を行った。

審査会は、令和5年3月23日、前回諮問の審議の結果、開示請求の対象外とされた部分に対する審査請求人の保有個人情報該当性について、「審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示、非開示の判断をすべきである。」と答申（答申第605号）した。

これを受け、令和5年11月10日、審査庁は、原決定を取り消すとの裁決を行ったことから、同年12月14日、実施機関は、審査請求人を本人とする保有個人情報として特定すべきとされた部分を本件開示請求の対象とした上で、別表1に掲げる本件非開示情報1及び2を非開示とする本件一部開示決定を行った。

#### (イ) 本件審査請求について

審査請求人は、令和6年1月19日、本件一部開示決定に対し、原決定が不当との裁決が出ている以上全部開示すべきであるなどと主張して、審査庁に対し、本件審査請求を行った。

審査会は、上記（ア）及び（イ）の経緯を踏まえた上で、本件一部開示決定の妥

当性を審議する。

イ 火災調査及び関係者への通知について

消防法（昭和23年法律第186号）第7章は、消防署長等が実施する火災原因及び火災等によって受けた損害に関する調査（以下「火災調査」という。）について定めている。また、火災調査に当たっては、東京消防庁火災調査規程（平成6年11月16日東京消防庁訓令第35号。以下「規程」という。）及び同庁火災調査規程事務処理要綱（平成6年11月16日予防部長依命通達。以下「要綱」という。）において、消防署長等は、火災調査に必要な書類として「火災調査書」及び「出火原因判定書」等の火災調査書類を作成する（規程62条、要綱第28）ほか、火災現場の調査を終えた際には、関係者に対し、焼損状況及び関係者等の供述に基づき客観的に判明した状況を説明するとともに、再出火防止に関すること等の事項を通知する（規程55条、要綱第24）ことを定めている。

ウ 本件審査請求に係る対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇第〇号）のうち、出火原因判定書（要綱別記様式第16号及び第26号）」に記録されている情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

本件対象保有個人情報は、「1 出火建物の判定理由」、「2 出火箇所の判定理由」、「3 出火原因の判定」から構成され、火災調査により得られた物証や関係者の供述等を基に行った、出火建物、出火箇所及び出火原因の判定とその理由が記載されている。

エ 本件一部開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示情報1の非開示妥当性について

本件非開示情報1は、消防職員の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから条例16条2号本文に該当する。

実施機関では、消防司令長以上の階級にある職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の職員の氏名については慣行として公にしていないとこ

ろ、本件非開示情報1は消防司令長以上の階級にある職員の氏名ではないことから、条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報2を非開示とした理由について、本件非開示情報2は、出火可能性を肯定又は否定する上での着眼点等の出火原因を判定するために必要な事項が記載されている部分であり、本件非開示情報2を開示することにより審査請求人や出火原因判定書の内容を知った者等が、今後、発生した火災において、自己に不利益な情報を隠匿することにより、出火原因の判定を困難にさせる可能性があり、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

これに対し審査請求人は、〇〇消防署の職員から出火原因について詳細な説明を受けた後、判断理由について、図面を見ながら丁寧に説明を受けている旨、特定家電製品の故障により火災が発生した場合に、製造物責任法に基づいて損害賠償請求をするには、製造物の欠陥により損害が発生したこと、両者の間に相当因果関係が存在することを主張立証しなければならず、出火原因の判定理由はそのために必要な情報である旨、出火原因の判定理由の説明は、裁判、保険請求等において用いることを想定して行われるものと考えられる旨、また、本件火災において、出火原因の判定理由を必要とする者は、火元者である審査請求人以外に存在せず、火災の原因は特定家電製品の故障によるものであるから、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することはありません、条例16条6号には該当しない旨を主張する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2のうち、別表2に掲げる部分を除く部分には、実施機関における、火災調査事務に係る出火箇所及び出火原因の検討内容等が詳細に記載されている。これらは出火原因を判断するために必要な情報であるといえ、これらの情報を開示すれば、火災調査事務における出火原因を検討する上での着眼点等が明らかとなり、今後、発生した火災において、関係者

が自己に不利益な情報を隠匿する可能性は否定できず、出火原因判定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるから、条例16条6号に該当する。

一方で、別表2に掲げる「3 出火原因の判定（3）電気関係について」に係る「シ」のうち、2行目行頭から4行目23文字目まで及び「3 出火原因の判定（4）結論」のうち、1行目34文字目から2行目行末までに係る情報については、審査請求人が提出した各主張書面等から、要綱に基づいて東京消防庁職員が審査請求人に口頭で説明した内容及び既に開示されている結論と同旨のものであり、審査請求人が知り得た情報であることが認められ、前記のような着眼点等がこれ以上明らかになるとは認め難い上、本件火災は、既に火災調査が終了していることなどの事情を考慮すると、これらの情報を開示したとしても、今後、発生した火災において、出火原因判定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例16条6号所定の非開示情報に該当しない。

また、その他、別表2に掲げる部分に記録されている情報についても、その内容、文言等に照らせば、被聴取者の供述内容そのもの及び検討項目自体が開示されている以上、これらの情報を開示したとしても、出火原因を判定するための着眼点等が明らかになるとは言い難く、今後の火災調査事務に支障を及ぼすおそれがあるものとまでは認められない。

したがって、本件非開示情報2のうち、別表2に掲げる部分に記録されている情報については開示すべきであるが、別表2に掲げる部分を除く部分に記録されている情報は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表1 本件一部開示決定

欄・項目名	本件非開示情報		非開示理由
階級・氏名	1	書類作成者の氏名	条例16条2号
内容欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2 出火箇所の判定理由（1）現場見分調書」に係る「アからキ」、「同（2）現場質問調書」及び「同（3）結論」に記載されている出火箇所の検討に係る情報</li> <li>・「3 出火原因の判定」柱書、「同（1）放火について」に係る「アからオ」、「同（2）たばこについて」に係る「アからウ」、「同（3）電気関係について」に係る「アからシ」及び「同（4）結論」に記載されている出火原因の検討に係る情報</li> </ul>	条例16条6号

別表2 開示すべき情報が記録されている部分

本件非開示情報2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2 出火箇所の判定理由（2）現場質問調書」の2行目12文字目から2行目行末まで</li> <li>・「3 出火原因の判定」柱書及び「同（1）放火について」に係る「ウ」の3行目10文字目から3行目行末まで並びに同「エ」の3行目9文字目から3行目行末まで</li> <li>・「3 出火原因の判定（2）たばこについて」に係る「イ」の2行目35文字目から42文字目まで</li> <li>・「3 出火原因の判定（3）電気関係について」に係る「サ」の8行目行頭から8行目行末まで及び同「シ」のうち、2行目行頭から4行目23文字目まで、10行目8文字目から12文字目まで</li> <li>・「3 出火原因の判定（4）結論」のうち、1行目34文字目から2行目行末まで</li> </ul>
----------	--